

## <応用特訓> 3 「社会的養護」

©2025sakurakosensei 転載・転売・流用禁止

### <問題>

#### 問1

次の文は、社会的養護における子どもの権利擁護の取り組みに関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 児童養護施設等の入所児童に対し、権利について正しく理解できるよう、「子どもの権利ノート」等を用い、わかりやすく説明することが求められている。
- B 利用者からの苦情を適切に解決するため、社会福祉事業経営者は施設内に苦情の相談窓口を設け、第三者の協力を得るなどして解決に努めることとされている。
- C 施設職員による被措置児童等虐待については、市町村において、子ども本人からの届出や周囲の者からの通告を受け付け、調査等の対応をすることが「児童虐待の防止等に関する法律」で法定化されている。

(組み合わせ)

- |   | A | B | C |
|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | ○ | × |
| 3 | ○ | × | ○ |
| 4 | × | ○ | × |
| 5 | × | × | ○ |

## 問2

次の文は、「里親及びファミリーホーム養育指針」（平成24年3月 厚生労働省）に示された家庭養護のあり方の基本に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 一定一律の役割、当番、日課、規則を養育者が作り、それらを子ども達に厳守させることは、子どもたちに安心・安定した家庭生活を提供できることになる。
- B 地域の普通の家庭で暮らすことで、子どもたちは養育者自身の地域との関係や社会生活に触れ、生活のあり方を地域との関係の中で学ぶことができる。
- C 養育者はこれまで築き上げてきた独自の子育て観を優先することが大切であるため、他者からの助言に耳を傾けることは、これまでの養育に対して自信を失うことになるため避けた方がよい。
- D 里親とファミリーホームが社会的養護としての責任を果たすためには、外からの支援を受けることが大前提である。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	○	×
2	○	×	○	×
3	×	○	○	×
4	×	○	×	○
5	×	×	×	○

## 問3

次の文は、「里親が行う養育に関する最低基準」の一部である。( A )～( C )にあてはまる語句の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

里親が行う養育は、委託児童の( A )を尊重し、基本的な( B )を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の( C )を支援することを目的として行われなければならない。

(組み合わせ)

	A	B	C
1	最善の利益	生活習慣	発達
2	最善の利益	人間関係	自立
3	最善の利益	生活習慣	自立
4	自主性	人間関係	発達
5	自主性	生活習慣	自立

#### 問4

次の文は、社会的養護の歴史に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A イギリスでは、1870年にバーナードホームが設立され、小舎制による養護を実施した。
- B 日本では、1899年に留岡幸助が家庭学校を設立し、非行少年の教護を実施した。
- C イギリスでは、1948年に制定された「児童法」で、保護が必要な児童への行政の責任を明確化し、できるだけ児童を家庭から分離せず、必要がある場合は里親委託が望ましいとする考え方を示した。
- D 日本では、1950年代以降ホスピタリズム論争が起こり、家庭的処遇の必要性が提唱され、それに対して集団養護をめざす考え方も論じられた。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	○	○
2	○	○	○	×
3	○	○	×	○
4	○	×	○	○
5	×	○	○	○

### 問5

次の文は、児童養護施設に求められる関係機関等との連携及び地域交流に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 児童相談所や関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取り組みや事例検討を行う。
- B 子どもたちが通う学校等のPTA活動や行事等に積極的に参加するとともに、必要に応じて施設の支援方針と教育機関の指導方針を互いに確認しあう機会を設ける。
- C 子どもの安全確保及び衛生管理のため、地域住民が施設設備を利用したり施設行事へ参加することは一切禁止されている。
- D 地域へ向けて、施設の理念や基本方針等を説明した印刷物や広報誌等を配布し、地域の人々の理解を得る取り組みを行う。

(組み合わせ)

	A	B	C	D
1	○	○	×	○
2	○	×	×	×
3	×	○	○	×
4	×	×	○	○
5	×	×	○	×

## 問6

次の文は、児童福祉施設に配置されている職員に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 心理療法担当職員は、虐待等による心的外傷のための心理療法を必要とする児童等や、夫等からの暴力による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法やカウンセリング等の心理療法を実施する。
- B 個別対応職員は、虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への一対一の対応や、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図る。
- C 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）は、児童養護施設および乳児院に、地域の里親およびファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、里親委託の推進および里親支援の充実を図る。

（組み合わせ）

- |   | A | B | C |
|---|---|---|---|
| 1 | ○ | ○ | ○ |
| 2 | ○ | ○ | × |
| 3 | ○ | × | ○ |
| 4 | × | ○ | × |
| 5 | × | × | ○ |

### 問7

次の文は、里親制度に関する記述である。適切な記述を○、不適切な記述を×とした場合の正しい組み合わせを一つ選びなさい。

- A 「社会的養育の推進に向けて」（令和6年4月・こども家庭庁）によると、令和3年度末の里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）への社会的養護を利用する児童全体に占める委託率は約4割である。
- B 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、「社会福祉法」に定める第一種社会福祉事業である。
- C 都道府県知事は、児童を里親に委託する措置をとった場合には、児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事のうち一人を指定して、里親の家庭を訪問して、必要な指導をさせなければならない。

（組み合わせ）

- |   | A | B | C |
|---|---|---|---|
| 1 | ○ | × | ○ |
| 2 | ○ | × | × |
| 3 | × | ○ | ○ |
| 4 | × | ○ | × |
| 5 | × | × | ○ |

## <解説>

### 問1 正答 2

A ○ 資料「社会的養護の推進に向けて」（令和6年4月・こども家庭庁）（以下「資料」）10「こどもの権利擁護、被措置児童等虐待、第三者評価等」「こどもの権利擁護」②「こどもの意見をくみ上げる仕組み」では、「子どもの権利ノート」を活用し、意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、都道府県社会福祉協議会の運営適正化委員会等を活用する」としている。

B ○ 「社会福祉法」第82条では「社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならない」と規定している。また、第三者の協力として、運営適正委員会について、同法第83条において「都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする」と規定している。

C × 施設職員による被措置児童等虐待における通告後の対応については、「児童福祉法」第33条の14において「都道府県は、第33条の12第1項の規定による通告、同条第3項の規定による届出若しくは第3項若しくは次条第1項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする」と規定している。

### 問2 正答 4

A × 「里親及びファミリーホーム養育指針」第1部「総論」（以降「指針」）5「家庭養護のあり方の基本」（1）「基本的な考え方（家庭の要件）」④「生活の柔軟性」では「一定一律の役割、当番、日課、規則、行事、献立表は、家庭になじまない」としている。また、「柔軟で相互コミュニケーションに富む生活は、子どもに安心感をもたらすとともに、生活のあり方を学ぶことができ、将来の家族モデルや生活モデルを持つことができる」ともしている。

B ○ 「指針」5「家庭養護のあり方の基本」（1）「基本的な考え方（家庭の要件）」⑤「地域社会に存在」の文章。

C × 「指針」（2）「家庭養護における養育」①「社会的養護の担い手として」では「養育者は独自の子育て観を優先せず、自らの養育のあり方を振り返るために、他者からの助言に耳を傾ける謙虚さが必要である」としている。

D ○ 「指針」6「里親等の支援」①「支援の必要性」の文章。

### 問3 正答 5

「里親が行う養育に関する最低基準」第4条第1項。

里親が行う養育は、委託児童の（A 自主性）を尊重し、基本的な（B 生活習慣）を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の（C 自立）を支援することを目的として行われなければならない。

### 問4 正答 1

A ○ バーナードホームは、イギリスで1870年、バーナードにより設立された孤児院である。わが国では、バーナードホームの影響を受け、石井十次が岡山孤児院に小舎制を取り入れた。

B ○ 留岡幸助は、1899（明治32）年、東京に巣鴨家庭学校、のちに1914（大正3）年、北海道家庭学校を設立し、少年の感化を目指した。

C ○ この「児童法」は、1946（昭和21）年に提出された、要保護児童の処遇に関するカーティス報告を受けて制定された。法律では、要保護児童への行政の責任の明確化、里親委託を推進する家庭養育の考え方が示された。

D ○ 1951年にボウルビィがホスピタリズムについての研究結果を報告したことを受け、わが国でもホスピタリズム論争が起こった。そこでは、家庭における養育の重要性が強調され、施設の否定論や里親制度の推奨などに関する議論が行われた。あわせて施設における職員の増員や施設の小規模化なども検討された。

### 問5 正答 1

A ○ 「児童養護施設運営指針」第II部「各論」6「関係機関連携・地域支援」（以下「指針」）（1）「関係機関等の連携」②の文章。

B ○ 「指針」（1）「関係機関等の連携」③の文章。

C × 「指針」（2）「地域との交流」では①「子どもと地域との交流を大切にし、交流を広げるための地域への働きかけを行う」、②「施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行う」とし、その例として「町内会、子ども会、老人会など地域の諸団体と連絡を取り、施設の行事に地域住民を招待する」「地域へ施設を開放するための規程を設け、施設のスペースを開放し、地域の活動の場として提供する」をあげている。

D ○ 「指針」（2）「地域との交流」②の文章。

### 問6 正答 1

A ○ 心理療法担当職員は、通知「家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について」（令和4年2月・厚生労働省）（以降「通知」）において、「虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等



及び夫等からの暴力等による心的外傷等のため心理療法を必要とする母子に、遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、心理的な困難を改善し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等を図ることにより、対象児童等の自立を支援することを目的とする」と趣旨が示されている。

B ○ 個別対応職員は、「通知」において、「虐待を受けた児童等の施設入所の増加に対応するため、被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等を行う職員を配置し、虐待を受けた児童等への対応の充実を図ることを目的とする」と趣旨が示されている。

C ○ 里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）は、「通知」において、「児童養護施設及び乳児院に地域の里親及びファミリーホームを支援する拠点としての機能をもたせ、児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a) 所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b) 退所児童のアフターケアとしての里親支援、(c) 所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行い、里親委託の推進及び里親支援の充実を図ることを目的とする」と趣旨が示されている。

## 問7 正答 5

A × 資料「社会的養育の推進に向けて」（令和6年4月・こども家庭庁）4「里親委託等の推進」（2）「里親等委託率の推移」によると、令和3年度末の里親及び小規模住居型児童養育事（ファミリーホーム）への社会的養護を利用する児童全体に占める委託率は23.5%であり、4割には届かない。

### ○里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下でこどもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度  
 ○里親等委託率は、平成23年度末の13.5%から、令和3年度末には23.5%に上昇

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※		合計	
	入所児童数 (人)	割合 (%)	入所児童数 (人)	割合 (%)	委託児童数 (人)	割合 (%)	児童数 (人)	割合 (%)
平成23年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成24年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成25年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100
平成26年度末	27,041	75.5	2,876	8.0	5,903	16.5	35,820	100
平成27年度末	26,587	74.5	2,882	8.0	6,234	17.5	35,703	100
平成28年度末	26,449	73.9	2,801	7.8	6,546	18.3	35,796	100
平成29年度末	25,282	73.9	2,706	7.8	6,858	19.7	34,846	100
平成30年度末	24,908	71.8	2,678	7.7	7,104	20.5	34,690	100
令和元年度末	24,539	70.5	2,760	7.9	7,492	21.5	34,791	100
令和2年度末	23,631	69.9	2,472	7.3	7,707	22.8	33,810	100
令和3年度末	23,008	69.4	2,351	7.1	7,798	23.5	33,157	100

※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。  
 ファミリーホームは、令和3年度末で446か所、委託児童1,718人。

（資料）福祉行政報告例（各年度末現在）

里親等委託率

B × 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）は、「社会福祉法」第2条の3第2項において、第二種社会福祉事業に規定されている。

C ○ 「児童福祉法施行令」第30条では、「都道府県知事は、法第27条第1項第三号の規定により児童を里親に委託する措置を採った場合には、児童福祉司、知的障害者福祉法第9条第5項に規定する知的障害者福祉司又は社会福祉主事のうち一人を指定して、里親の家庭を訪問して、必要な指導をさせなければならない。」と規定されている。



